

## 特定創業支援事業による証明書の発行について

新発田市が策定した創業支援事業計画について、「産業競争力強化法」に基づき平成28年1月13日付けで国の認定を受けました。この計画に位置付ける「特定創業支援事業」により支援を受け、市から証明書の交付を受けた方は、さまざまな優遇策を活用することが可能になります。

### ＊特定創業支援事業とは＊

特定創業支援事業とは、創業希望者等が「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の創業に必要な4つの知識をすべて習得できるように支援する事業です。

市では、「個別相談」、「創業塾」、「経営支援セミナー」を特定創業支援事業に位置付けています。

### ＊特定創業支援証明書の交付＊

市が指定する特定創業支援事業により、原則4回以上かつ1か月以上の継続的な支援を受けた方には、必要に応じて市から「特定創業支援証明書」を交付します。この証明書の交付を受けた方は、Step3でご案内のとおり、さまざまな支援を受けることが可能になります。

## 各支援機関のお問い合わせ先

### ●新発田商工会議所

〒957-0053 新発田市中心部 4-10-10 TEL：0254-22-2757

### ●しばた商工会 本所

〒959-2323 新発田市乙次 475-3 TEL：0254-22-3925

### ●しばた商工会 紫雲寺支所

〒957-0204 新発田市稲荷岡 2371 TEL：0254-41-2319

### ●しばた商工会 加治川支所

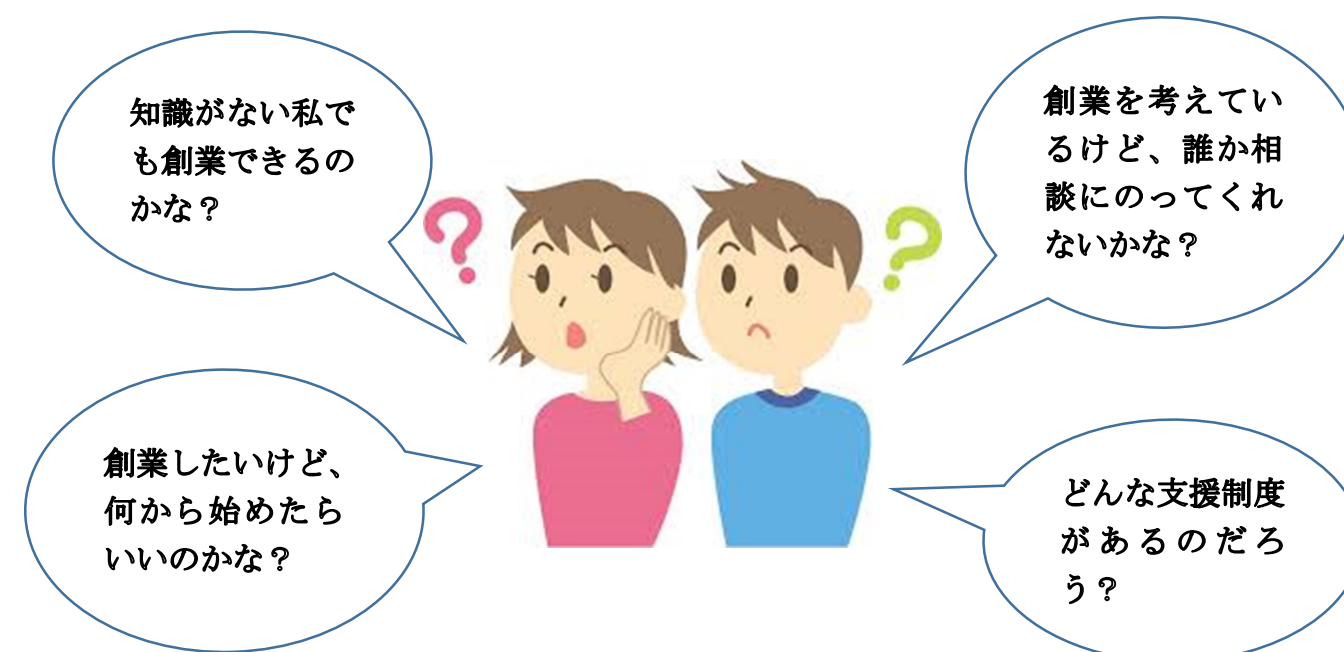
〒959-2415 新発田市住田 510 TEL：0254-33-3931

### ●新発田市商工振興課

〒957-0053 新発田市中心部 3-3-3 TEL：0254-28-9650

令和5年4月1日発行

## 新発田での創業を 応援します！



新発田市では、これから創業をお考えの方や創業して間もない方を支援するため、市内の創業支援機関と連携し、創業の段階に合わせたメニューを用意しています。

皆さまの「夢」の実現に向けて、お手伝いします。創業相談窓口までお気軽にご相談ください。

# 支援メニュー

創業の段階に応じた支援メニューを用意しています。皆さまの状況に応じた支援メニューをご紹介します。創業の実現までバックアップしていきます。

※創業までの流れの一例です。



## Step1 相談する

創業をお考えの皆さま、まずは創業相談窓口へお越しください。創業時のさまざまな課題を解決するため、あなたに合った支援メニューをご紹介します。



## Step2 学ぶ

創業塾、経営支援セミナーなど、創業に必要な要素（経営、財務、人材育成、販路開拓）が身につく支援をご提供します。特定創業支援事業により、原則4回以上かつ1か月以上の継続的な支援を受けた方に「特定創業支援証明書」を交付します。

※特定創業支援事業、特定創業支援証明書についての詳しい内容は、4ページで紹介しています。



## Step3 創業する

国や市では、創業時に活用できるさまざまな支援策をご用意しています。必要に応じて、これらの支援策をご紹介します。また、創業後も、地元商工会議所・商工会が皆さまの経営をサポートします。



## Step1 創業について相談する

| メニュー   | 内容                                 | 実施機関                                               | 実施時期              |
|--------|------------------------------------|----------------------------------------------------|-------------------|
| 創業相談窓口 | 相談内容や創業の段階に応じて、支援機関や支援メニューをご紹介します。 | 新発田市商工振興課<br>新発田商工会議所<br>豊浦商工会<br>紫雲寺商工会<br>加治川商工会 | 随時（平日）<br>（事前予約制） |



## Step2 創業に必要な知識やノウハウを学ぶ

### ※特定創業支援事業※

| メニュー | 内容                                       | 実施機関                                  | 実施時期                  |
|------|------------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------|
| 個別相談 | 創業に必要な要素（経営、財務、人材育成、販路開拓）についてアドバイスします。   | 新発田商工会議所<br>豊浦商工会<br>紫雲寺商工会<br>加治川商工会 | 随時（平日）                |
| 創業塾  | 創業に必要な要素（経営、財務、人材育成、販路開拓）が身につく創業塾を開催します。 | 新発田商工会議所                              | 毎年10月開始予定<br>（全10回程度） |



## Step3 さまざまな支援を活用して創業する

### ※市の支援※

| メニュー        | 内容                                                                                                                             | 実施機関                                  | 実施時期      |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-----------|
| 創業者向け市制度融資  | 必要な資金を融資します。また、市が利子補給（3年間を限度）及び信用保証料補給（一部）を行います。                                                                               | 新発田市商工振興課                             | 予算の範囲内で受付 |
| 新規創業支援事業助成金 | 市内において新規に創業する方へ、事業の継続に係る経費を助成します。（3年間）<br>メインストリート1階部分：50万円／年<br>その他の地域：25万円／年<br>特定創業支援証明書の交付を受けた方が対象<br>※創業後や対象経費の契約後の場合は対象外 | 新発田市商工振興課                             | 予算の範囲内で受付 |
| 個別相談        | 創業後も、地元商工会議所・商工会が相談に応じ、経営のサポートを行います。                                                                                           | 新発田商工会議所<br>豊浦商工会<br>紫雲寺商工会<br>加治川商工会 | 随時        |

### ※国の支援（特定創業支援証明書の交付を受けた方が対象）※

| メニュー                              | 内容                                                                          | 証明書提出先               |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 登録免許税の軽減                          | 市内で会社を設立する場合、登録免許税が軽減されます。<br>※株式会社の場合、資本金の0.7%が0.35%に減免（最低税額15万円が7万5千円に減額） | 新潟県方法務局              |
| 創業関連保証の申込期間の特例                    | 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始6ヶ月前から利用可能になります。                                   | 新潟県信用保証協会<br>または金融機関 |
| 日本政策金融公庫「新創開業・スタートアップ支援資金」金利の引き下げ | 新規開業・スタートアップ支援資金について、貸付利率の引き下げ対象として同資金を利用することができます。                         | 日本政策金融公庫             |